許可番号　豊橋市指令26保健政第23-22号

高度管理医療機器等販売業貸与業許可証

氏　　名　株式会社三輪器械
（法人にあっては、名称）

営業所の名称　株式会社三輪器械　豊橋営業所

営業所の所在地　豊橋市菰口町三丁目５７番地２

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第３９条第１項の規定により高度管理医療機器等販売業貸与業の許可を受けた者であることを証明する。

令和3年1月28日

豊橋市保健所長　撫井　賀代

豊橋市保健所長之印

有効期間　令和3年4月1日から
令和9年3月31日まで

許可番号　23BS200347

医療機器修理業許可証

氏名又は名称　　株式会社　三輪器械

事業所の名称　　株式会社　三輪器械　豊橋営業所

事業所の所在地　　愛知県豊橋市菰口町３の５７の２

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の２第１項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和 7年 3月 27日

愛知県知事　大村　秀章

特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和 7年 4月 1日　から
令和 12年 3月 31日　まで

2330778000152

許可番号　　医安　第　　2000021 号

再生医療等製品販売業許可証

氏　　名　株式会社三輪器械
(法人にあっては、名称)

店　舗　の　名　称　株式会社三輪器械 豊橋営業所

営業所の所在地　豊橋市菰口町３丁目５７番地の２

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の５第１項の規定により再生医療等製品の販売業の許可を受けた者であることを証明する。

令和　４年　１月　４日

愛知県知事　大　村　秀　章

有効期間　令和　４年　２月　１日から
令和 10 年　１月 31 日まで

有効期間満了後も引き続き営業を行おうとする場合は、有効期間の満了する日の３か月前から１か月前までの間に許可更新申請書を提出して下さい。